

令和2年度社会福祉法人長生園事業計画

1) 法人

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会は、令和2年度に向けた介護保険制度改正に関する意見をまとめた。制度の持続可能性を高め社会保障費抑制を目的に、高所得高齢者には相応の負担を求め、自己負担額の上限を引き上げるほか、特別養護老人ホームなどの施設に入る一部の低所得高齢者に関し生活費の補助を縮小する。また、最大の論点であった利用者負担の原則2割負担、要介護1・2の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行、ケアマネジメントの自己負担導入などは見送られた。反発を恐れたとみられるが、これで高齢者社会を乗り切れるか懸念される。介護費用は膨らみ続けている。高齢者のみならず、現役世代も安心できる持続可能な制度にするためには、給付と負担のバランスに加え、安定財源の確保が欠かせない。保険料の見直しにとどまらず、社会保障財源の抜本的改革は避けて通れない。

本園では、半期毎に各施設の部長等複数で関係行政機関、病院、居宅支援事業所等に訪問し、地域で多くの課題を抱える高齢者の現状と情報収集に努め施設への受け入れやサービス提供を促進しニーズに対応してきた。今後は各施設間でこれまで以上に積極的に緊密な関係を図り、各施設の具有する利点や特色等を周知し地域生活に困難をきたす社会的孤立、虐待、ひきこもり、要介護状態等さまざまな事情を持ち合わす高齢者の支援に寄与するとともに、定員充足度や利用稼働率の向上に取り組む。また、社会福祉法人長生園診療所は、ご利用者様、職員等の健康で安心した生活と安全な職場として医療処遇に万全を期するため確固たる役割を担っている。健康に不安を抱き訴えの多いご利用者様の要望に応え、ご利用者様が近い将来死に至ることが予見される人生の最終段階における拠り所としてや職員等の健康管理に診療所機能を拠点として効果的に運用を図る。

昨年度に引き続き経営改善実施計画に則り、ご利用者様の生活に支障なく快適な生活環境を第一とし、経費節約や削減に努め、介護報酬、各種加算報酬その他の報酬確保にあわせ定員充足度・利用稼働率の向上を目途に努力を注ぎ財源確保に努め着実に事業推進に取り組んで参りたい。

今年度は、艱難辛苦を乗り越え法人創設64年を迎える。本園にとって一つの転機にさしかかる年度でもある。さらなる運営基盤の確立に執行体制の強化を図るとともに、生活と仕事の調和を踏まえ全職員が互いに支え助け合い将来にわたる長く安心して働ける職場へと結び法人の機能強化を図りながら、地域社会への貢献に対応できる法人としての発展を目指すため、令和2年度は以下の事業計画により法人運営にあたる。

(事業計画)

(1) 経営基盤の安定強化

- ア. 執行体制を整え事業運営の強化を図るとともに、一層の経費節約や削減に努め経営効率の向上を図る。
- イ. 各事業所の定員充足度、利用稼働率の向上や介護報酬等の確保に努め、さらに安定的な財源確保に取り組む。
- ウ. 定期的に監査法人による監査を受け、運営分析を行い財務管理の強化及び運営の透明性に努める。
- エ. 全体の基幹部会議である経営戦略会議、主管部会議を定期的で開催し、運営状況、課題を把握・点検し必要な対策を講じる。

(2) 人材確保と育成強化

- ア. 人材確保のため、様々な手段を講じ年齢の格差なく求職者の実情に合った柔軟な就労形態や職員からの紹介・推薦・中途応募者等の採用活動を積極的・継続的に行う。
- イ. 施設内研修の充実を図り、人材育成の強化に努める。

ウ. ご利用者様の人権・安心・安全・健康・快適な生活を支えるため、より一層の技量育成に努める。

(3) サービスの質の向上

ア. ご利用者様、ご家族様に満足度調査を実施しサービスの質の向上に努める。

イ. 南丹市介護相談員制度を活用し、介護サービスの質の向上につなげるため継続的に取り組む。

ウ. 施設内研修の一層の充実を図り、人材育成の強化に努める。

(4) 施設環境整備

ア. 健康増進法の一部が改正施行され、令和元年7月1日より学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎等では段階的に敷地内禁煙になった。令和2年4月1日、全面施行となることから、高齢者福祉施設においてもこの改正が適用されることとなった。全面禁煙が望ましいがご利用者様の生活の場を鑑み関係行政機関に照会し、「室内に法律で定められた技術的基準を満たせば喫煙は認められる」と回答を得る。施行に併せ既存の職員休憩室1箇所を基準に適合した喫煙室として改修を行う。

イ. ご利用者様の環境整備や職場環境の向上、衛生環境の強化の推進に努める。

ウ. 老朽化に起因する設備改善等の検討を行い、計画的に進める。

エ. 平成30年度に新設事業計画いたしましたデイサービスセンター胡麻の郷は、資材や人権費が急激に高騰している状況で余儀なく建設計画時期を再調整いたしました。計画用地(約4600㎡)は当初計画に先駆けて地権者の深いご理解とご協力を賜り、安価で売買契約を行う覚書を取り交わしております。本年度は財政計画や状況を踏まえながら計画用地の購入を推進する。

(5) 働きやすくやる気ある職場環境の取り組み

ア. 定例の産業医による衛生委員会を開催し、職員の健康管理等の指導・助言・相談を仰ぎ、健康で安心した職場と衛生環境の向上に取り組む。

イ. 法令の改正が頻繁に行われる社会保険や労務管理に、特定社会保険労務士による定例労働時間管理委員会を開催し、社会保険に関する諸問題や手続き、労務管理に関する指導・助言・相談を仰ぎ、労働環境の向上と職員が安心して働きやすくやる気ある職場環境の推進に努める。

ウ. 周期的に、各施設部長等による個別面談を実施し職員との信頼関係を築き風通しの良い働きやすい職場環境の推進に努める。

(6) 養護老人ホーム長生園の課題の取り組み

ア. 措置控えの問題、居住の課題、低所得による生活課題等を抱える高齢者に対し、社会福祉法人の責務と措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割と公益的な取り組みとして、空床を利用する契約入所事業に向けての準備を整え促進する。

(7) 非常時災害対策計画

ア. 万一の有事に備え定期総合訓練の実施、消防計画の見直しはもとより、消防機関等の防災講習の開催を実施し、一層の防火・防災意識の高揚を図り減災対策と地域に貢献できる強固な施設づくりの推進に努める。

2) 各施設

養護老人ホーム長生園

(基本方針)

ご利用者様は住み慣れた環境のもと自らの思いと相反し、経済的困窮、生活環境、独居、高齢者虐待、家族間の問題等さまざまな事由により、居宅で養護できない高齢者を、居住地の措置機関が開催する入所判定審査の結果により、余儀なく入所になられたご利用者様に対して、長生園

の理念である「和み・尊厳・安心」に基づき、個々の人格、人心を尊重し心身に即した処遇を行う。また、身体機能低下により介護を必要とするご利用者様には、身体状況に応じた特定施設入居者生活介護（介護保険外部サービス利用型）を組み込み、施設機能を最大限に活用する。日々、生活に対する要望やサービスの要望が多様化・複雑化する課題を適確に分析し、日常支援及び生涯支援すると共に自立心の維持・向上を図り、安定した施設生活が送れるように支援を行う。

（事業計画）

- （1）積極的な受入れと定員確保に努める。
 - ア．最近増加している高齢者虐待、生活困窮者、居住場所からの退去要求など緊急入所を必要とする高齢者を積極的に受入れる。
 - イ．関係措置機関との関係性の維持と連携を密に定員確保に努める。
- （2）要支援・要介護状態になっても、養護特定入居者生活介護（外部サービス利用型）を利用することで、適正な介護を受けながら長期的に養護生活が維持、継続出来るよう調整を図る。
- （3）老人保護措置費支弁基準額階級区分の維持、及び老人保護措置費算定による各種加算の継続・取得に努める。
- （4）ご利用者様個々に、人間としての誇りを失わず自立した生活を重点とし、きめ細やかな処遇やサービス提供の支援計画を立案する。
 - ア．心身の状況を把握し、個別ニーズや尊厳を支える自立支援計画書を作成する。計画作成後、定期的に進捗状況の確認を行い、個別サービス提供の修正を図っていく。（一般ご利用者様は年1回、特定施設サービスご利用者様は、6ヵ月に1回の基準で見直しを行う。但し状態に変化が生じた場合は随時行う。）
 - イ．計画作成にあたりご利用者様の健康管理、栄養管理、身体機能維持など、各専門職の意見が求められるようサービス担当者会議の調整を図り、ご利用者様の状態に応じた自立支援計画を作成する。
- （5）ご利用者様の自主性を尊重し、施設生活がより活性化する企画・計画を立てる。
 - ア．ご利用者様の意向を取り入れたおやつ作りを企画し、グループに分かれたご利用者様が主体に共同作業を行いながら、互いに交流を深める場を提供する。
 - イ．外食会やドライブなど季節行事を随時計画し、ご利用者様の気分転換を図る。また要望が多くある買い物も外出機会と併せ、日頃の欲求不満の解消を図る。
 - ウ．各クラブ・サークル活動がマンネリ化しないよう参加者の意見を取り入れながら、内容を工夫し、誰もが参加しやすい環境を整える。
 - エ．施設内の軽作業などの役割を持つ事で各自の役割を築き、責任感や必要性を感じ、ご利用者様相互で助け合いながら生き甲斐の場を提供する。
 - オ．近隣の各団体と連携を行い、地域で行われる行事や催しの情報を収集し、地域交流が図れるように取り組む。
 - カ．より良い生活環境作りの基盤とするため、生活に対する希望や要望の声が聞けるよう、利用者会（毎月1回）、利用者アンケート（年1回）を継続する。また、生活状況を家族にも伝えられるよう、広報誌の発行（年2回）も継続していく。
- （6）ご利用者様の健康・体調管理のため、血圧・体重測定（毎月1回）、身長測定（3ヶ月1回）を実施し、個人の体調把握に努める。
- （7）プライバシー保護（個人情報保護）、人権擁護・虐待防止、感染症対策、事故防止対策、防火・防災対策など安心した生活が過ごせる環境整備や安全管理予防に努める。
 - ア．社会福祉法人長生園の各種委員会が開催する施設内研修や勉強会は積極的に参加し、基礎知識の再確認を行う。また、職員会議で情報を共有し、理解を深めることで、統一した正しい対処方法や処置を講じ、安全対策を図る。
 - イ．発生時・緊急時における初期対応、初期行動など、具体的な行動に結びつく教育・訓練を定期的実施する。

(中長期計画)

(1) 利用者本位の支援の実施

ご利用者様の高齢化（加齢）が進み運動機能低下を含め課題がある利用者が増加。このため、生活自立度も個人差が大きく、ますます個々の状況に沿った個別支援が必要となっている。施設機能を活用しながらご利用者様支援の質の向上を目指し、合理的で客観性のある個別支援計画を実行すると共に、よりご利用者様本位に沿える関わりと事業運営に努力する。

(2) 地域社会に貢献できる施設作り

地域社会との良好な関係作りの為、地域交流ができる事業展開を行い、親近感や信頼される施設を目指す。また、各地域の関係機関団体と意思疎通を蜜にし、いつでも地域ニーズに対応できる関係性に努める。

(3) 人材育成の推進

ご利用者様に満足度の高い支援を提供する専門性と、信頼性の高い施設運営を推進するため、職員の階級や能力に応じた外部研修を選定し、職務意欲の向上とキャリアアップを目的とし、5年間で全職員の外部研修の参加を目指す。

(4) 第三者評価事業の受診

日常支援やサービスが低下しないよう年1回の自主点検を行いながら、3年に一度の福祉サービス第三者評価事業を受診し、事業内の自立支援サービスの見直しや改善を図り、さらなる質の向上を目指す。

特別養護老人ホーム長生園

(基本方針)

介護保険法下における介護老人福祉施設として要介護状態にある者の身体的、精神的な状況等に応じた適切な施設サービスを提供するとともに、自らその提供するサービスの質を評価し、常に施設サービスを受ける者の立場に立つ介護を実施する。

(事業計画)

(1) 地域福祉の推進

- ア. 自然災害時等による緊急時には積極的に地域の要介護高齢者の受け入れを行う。
- イ. 要介護者、ご家族様の様々な要因を受止め支援を必要とする方々に寄添う事業所を目指す。

(2) 看取り介護に対する取り組み

ご利用者様、ご家族様が安心できる最期、納得できる最期を迎えるため介護職員による寄添う実践的サポート、看護職員による医療的サポートを行う。

(3) 安心できる生活環境に対する取り組み

- ア. 身体拘束及び高齢者虐待、事故防止委員、感染症予防対策委員を中心に定期、随時に委員会を開催し、体制の強化に努める。
- イ. 防火、防災に対する意識を高め、定期的な訓練の実施により発生時や緊急時に行動できるよう取り組む。
- ウ. ご利用者様の楽しみ、リフレッシュできる余暇活動計画を各担当レクリエーション委員が中心に企画し、定期的に行っていく。

(4) 健康管理への取り組み

- ア. 看護、介護と日々の観察、測定を行ない早期発見に努める。
- イ. 法人診療所、協力医療機関と連携を図り必要とする医療の提供を行う。

(5) 短期入所生活介護（ショートステイ）

- ア. 在宅で介護するご家族様の介護負担軽減を主目的とし円滑な受け入れを行う。
- イ. ご家族様の急病や虐待等緊急を要す要介護高齢者に対し迅速な対応を行う。

(6) 職員の資質の向上への取り組み

- ア. 法人研修員を中心に施設内研修を企画、実施し職位の資質向上を目指す。
- イ. 職員の資格取得の推進や施設外研修への積極的参加を促し知識、技術の向上に努める。

(7) 安定的な経営基盤への取り組み

- ア. ご利用者様の健康管理を行い早期発見、早期手当にて安定した稼働率の確保に努める。
- イ. ショートステイベッド、入院者空床ベッドを含め、ご利用者様の入退所を円滑に行う。
- ウ. サービスの質の維持、向上に努めると共に、高熱水費の削減を図る。

(中長期計画)

- (1) 法人が運営する各事業所の中核施設としてご利用者様が将来重介護を要する状態となり、施設、在宅での生活が困難となり相談依頼があった場合は積極的な受け入れを行う。
- (2) 地域福祉推進のため在宅生活支援の限界にある要介護高齢者に対して微力であるが積極的に寄与させていただくことを使命とし、それぞれのニーズに即対応する体制を図る。

ケアハウス長生園

(基本方針)

法人の理念である「高齢者が和みの中で尊厳をもって安心して生活ができるよう支援する」ことを基本とし、施設のもつ住宅機能、安心機能、福祉機能を活かし、ご利用者が明るく心豊かな日々を一日でも長く送っていただけるよう援助を行う。

(事業計画)

(1) ケアハウスの中長期計画

- ア. 個別援助計画書に基づいた、サービスの提供を行うとともに、定期的な見直しを実施していく。
- イ. ご利用者満足度調査（年2回）を実施、調査の結果を集計し利点・改善点を見出し、安心した生活が送れるよう援助を行う。
- ウ. 入居5年を経過したご利用者様については、本人・家族との面談を行い、できる限り長く住み慣れた環境の下で、自分らしく安心した生活を続けたいと願うご利用者様については、訪問介護の利用やご家族様の協力も得ながら、自立した生活が継続できるよう援助を行う。
- エ. 自己評価シートを作成し、基本理念の周知徹底と、常に質の向上を目指した取り組みを行う。
- オ. 身体能力の低下により、介護予防から要介護認定へと移行されるご利用者様も増加傾向にある中で、他の福祉サービス（訪問介護・通所介護・ショートステイ特養への入所等）についての、正しい情報の提供を行う。
- カ. 職員一人ひとりが資質向上を目指し、資格取得にむけて努力するとともに外部研修への参加も促し、責任と信頼のおける人材の育成を図る。
- キ. 各種マニュアルについての周知徹底と、法人の規程・規則の理解に努める
- ク. 福祉事務所、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所等と連絡を密にし、定員（50名）の確保に努め運営の安定を図る。

(2) ケアハウス単年度計画

ア. 満室にむけての取り組み

福祉事務所、地域包括支援センター、地域医療連携室、居宅介護支援事業所等と連携を取り情報の収集につとめる。

イ. ご利用者様の日常生活に対する取組み

- ① ご利用者様の要望・意向に添ったサービスの提供をめざし、相談員を中心に個別援助計画の作成と見直しをおこない、サービスの提供につとめる。
- ② 基礎体力の向上を図ることを目的とした「朝の体操」を継続して実施する。また、季節ごとの行事や外食会、地域の行事にも参加をよびかける。
- ③ 娯楽スペースを利用し、サークル活動や映画鑑賞会（月1回）を継続させていく。
- ④ 地域交流の場となる社会資源の情報を伝え、自由な中にも安全で安心した生活が送れるように援助を行う。
- ⑤ 要支援、要介護認定を受けているご利用者様に対して訪問介護や通所介護等の介護保険制度を利用しながら自立に向けた支援を行う。
- ⑥ 感染予防として、うがい・手洗いの呼びかけを行い、共用スペース及び居室の衛生管理、設備の保守点検を充実し安心の提供に努める。

ウ. 職員の取組み

- ① ご利用者様の要望、意向に沿ったサービスの提供と、実施状況の把握について相談員を中心に、個別援助計画書の作成と見直しを実施し、必要なサービスの提供を行う。
- ② 職員一人一人が業務において目標を設定し、前向きに取り組んでいく。
- ③ ケアハウス担当者・訪問介護員との連絡ノートを使用し、情報の提供を日常的に行い、援助の方向について素早く対応できるよう心掛けていく。
- ④ 自己評価シートを参考に、全体的な業務の改善やサービスの質の向上にむけ取り組みを行う。
- ⑤ 衛生委員（感染症対策委員・事故防止委員）、レクリエーション委員、防火委員を中心に、年間行事計画を作成し、充実した取り組みを行う。
- ⑥ 研修会への参加、資格取得に積極的に取り組み、専門知識の向上に努め、情報や知識を広く業務に活用していく。

あんしんサポートハウス光華苑

（基本方針）

老人福祉法の理念に基づき、本法人の基本理念である「和み」「尊厳」「安心」を基本とし、居宅であることをふまえつつ、ご利用者様の人権や意向を尊重し、相談、助言、健康の保持増進を図る。趣味、いきがい活動への援助等のサービスを行い、ご利用者様の有する能力に応じた日常生活を営むこと、一人ひとりが明るく心豊かに自立した生活ができるよう支援する。

（中長期計画）

（1）ご利用者様主体の生活への支援

多数のご利用者様が要支援・要介護認定を受け、生活の自立度の格差も大きく、ご家族様の援助や介護サービスを利用しつつ出来る限り自立した生活が継続できるように支援する。

（2）安定運営のための取り組み

ア. 各関係機関と連携をとり地域の福祉ニーズの把握・情報の収集を行い、速やかに満室に繋げ、安定運営ができるよう努める。

イ. ご利用者様に理解と協力を得つつ、快適な生活を損なわない範囲で、節電や節水に努める。経費の精査を行い無駄のない健全な運用に努める

（事業計画）

（1）ご利用者様の自主性を尊重した日常生活に対する支援

ア. 日々、ご利用者様に傾聴するとともに、年2回の満足度調査、毎月の運営懇談会、給食懇談会を実施し、ご利用者様の意向を把握し、迅速かつ誠実に対応する。

- イ. 居室内にこもりがちにならないよう、利用者相互の交流の場となる季節ごとの施設内行事を立案し実行する。毎日のレクリエーションの時間を利用し、書道・脳トレ・塗り絵・ゲーム・季節に応じた物を製作など、ご利用者様の自主性を尊重し支援する。朝のラジオ体操は継続して行い、活気ある生活ができるよう援助する。
 - ウ. 季節を体感できるよう、春のお花見、秋の紅葉狩り、買い物外出を3回実行するほか、法人行事・ボランティア慰問への参加等、外出する機会を設ける。新聞、広報誌等を掲示し地域社会の一員として自由に生活していただけるよう支援する。
 - エ. 毎月のバイタルチェックを継続、定時及び随時に居室訪問を行ない、日常生活状況・健康状態を観察し、異常時には身元引受人・医療機関と連携し速やかに対応する。
- (2) 感染症・事故防止・防火・防災対策について
- ア. 手洗いうがいの呼びかけ、換気、清潔保持、体力保持等、感染症予防の啓発を続行し、共用スペースの衛生管理を確実に行う。
 - イ. 各居室に於いて、ご利用者様の同意の上、定期点検を実施、衛生管理（水周り・トイレ・冷蔵庫内等の食品の賞味期限のチェック等）、コンセント・電気器具等の確認、居室内環境のアドバイスを行い、感染症・事故予防に努める。
 - ウ. 年2回、消防署・法人連携体制の下、防火・防災・避難訓練を実行し、職員・ご利用者様共に防災意識を高める。
- (3) 職員への取り組み
- ア. 介護事業所との連携・情報交換を密に行い、職員会議等で、情報の把握・共有を行い、自立した生活が少しでも長く継続できるよう、個別援助計画の充実を図り適切な援助が行えるよう努める。
 - イ. 法人主催の施設内研修に参加し、職員会議で情報を共有し、理解を深め、ご利用者様が安心・安全に生活できるよう努める。
 - ウ. ご利用者様の要望を反映しつつ、年間行事計画を立案し実行、光華苑新聞を年2回発行する。

グループホーム 幸せの里

(基本方針)

介護保険法の理念に基づき、要介護者であって認知症状態にある者に対して、家庭的で落ち着いた環境の中で生活を送りながら認知症の進行を穏やかにし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう適切なケアを行う。

(事業計画)

- (1) 2ユニットの持ち味を生かしユニット間の交流を深める
 - ア. 業務改善及び効率化を図る中で、情報共有に努め双方の連携を強化し、緊急時についても対応可能な体制作りを構築していく。
 - イ. 入居者間の交流を深める事で、個別・集団行動を行う事で、日常とは違う雰囲気を感じて頂き認知症進行予防を図る。
- (2) 提供するサービスの質や職員のスキルアップに向けた取り組みを行う
 - ア. 毎月の業務会議においてスキルアップのため、自主的及び定期的な研修を開催し、より良いケアが提供できるベースづくりを行い、ご利用者様の接遇向上へ向けて反映させる。
 - イ. 笑顔心を心がけ、ご利用者様の不安や戸惑いを和らげ、又職員は働きやすい職場環境・働き甲斐のある職場づくりを目指す。
 - ウ. 広報である『幸せの里だより』の発行、ご家族様への満足度調査、ご利用者へのアンケートを実施しご利用者様の思いや要望、ニーズの引き出し又はご家族様の想いに応えられ、可能な限り寄り情報収集・発信を行う。

(3) 健康管理への取り組み

- ア. 介護職員はご利用者様の日常の観察や身体状況の把握、必要に応じてバイタル測定を行わない異常の早期発見に努める。
- イ. 法人診療所、協力医療機関と連携を図り必要とされる医療の提供を行う。

(4) 地域社会との交流を図り日常生活の活性化に繋げる

- ア. 「踊り教室」の慰問をはじめ、フラワーアレンジメント・地域行事への参加を継続し、新たに地域の様々な社会資源である慰問やボランティアの受け入れを増やす。
- イ. 社会資源を有効に活用し、社会参加への足掛かりとなる取り組みを実施する。

(中長期の目標)

地域密着施設が果たす役割として、認知症介護の拠点となるよう以下の項目に着手し、地域との相互関係を築く。

- ・ 地域に出向き様々なイベントの参加を促進する。
- ・ 地域の住民や認知症介護家族等が気軽に立ち寄れる環境を作る。
- ・ 近隣施設や他のグループホームとの交流や情報交換を行う。

デイサービスセンター長生園

(基本方針)

法人の基本理念である「和み」・「尊厳」・「安心」を、多様なニーズを有する在宅の要介護高齢者やその家族に実現し、住み慣れた地域での暮らしを支援することを基本方針として令和2年度の事業・取り組みを実施する。

(重点課題)

(1) 家庭介護を支えるチームの一員としてのデイサービス

- ア. デイサービスはご利用者様の状態から介護状況を察知し、ケアマネージャーや地域包括支援センター、医療機関等、関係機関と連携する事で在宅介護を支援する。
- イ. ご家族様との連絡を密にする為連絡帳記録の充実や家族参観・懇談会等、交流と相談の機会を持ち、信頼関係の構築に努める。
- ウ. 日曜日の利用、家族送迎での延長利用も含め、突発的な利用にも可能な限り柔軟に対応する。

(2) 地域との交流活性化・生活意識の向上

- ア. 地域の行事参加や買物などの生活リハビリや、慰問・ボランティアの受け入れを積極的に行い、ご利用者が地域とつながり社会性を保てるようなサービスを提供する。

(3) サービスの質やサービス提供体制を担保する取り組み

- ア. 事故防止・身体拘束廃止・感染症予防等について各担当委員を定め、毎月の業務会議で状況を報告・検討する。
- イ. 定期的なケアカンファレンスを通じた他職種協働による個別通所介護計画の策定や、接遇、介護技術等に関する内外の研修に参加することでサービスの質の向上を図る。
- ウ. サービス担当者会議やご利用者（家族）満足度調査、受け付けた苦情などから要望を把握し、サービスの改善に努める。今年度も調査を実施し、広報誌の発行によって情報を公開する。
- エ. 南丹市地域ケア会議、なんたん通所サービス部会などに参加し地域のニーズや運営に係る情報を得て、事業所としてのスキルアップを図る。
- オ. 介護報酬の改定に準じ必要な職種人材の確保と、利用者数増加に努めて安定した運営を行う。

(中・長期計画)

ご利用様が主体的に活動できるサービスの展開

「個別リハビリ」「選べるレク」を発展させ、預り機能だけでなくご利用様の生きがいに繋がるサービスを提供する。

長生園第2デイサービスセンター

(基本方針)

法人の基本理念である「和み」・「尊厳」・「安心」を、多様なニーズを有する在宅の要介護高齢者やその家族に実現し、住み慣れた地域での暮らしを支援することを基本方針として令和2年度の事業・取り組みを実施する。

(重点課題)

(1) 家庭介護を支えるチームの一員としてのデイサービス

ア. デイサービスはご利用様の状態から介護状況を察知し、ケアマネージャーや地域包括支援センター、医療機関等、関係機関と連携する事で在宅介護を支援する。

イ. 連絡帳記録などを利用しご家族様との情報交換に努めると共に、信頼関係の構築を図る。

ウ. 日曜日の利用、家族送迎での延長利用も含め、突発的な利用にも可能な限り柔軟に対応する。

(2) 地域との交流活性化・生活意識の向上

ア. 喫茶室・サークル室を日常的な交流の場として活用する。

イ. 地域住民に講師として協力を受けている編み物サークルを継続し、生活リハビリの一環とするとともに、ご利用様の楽しみや生きがいとなるサービスを提供する。

ウ. 夏祭や避難訓練等を地域の行事の一つとして、ご利用様・地域住民と協働する。

エ. 第2デイ広報誌「にじいろ通信」を定期発刊し地域住民にも運営状況を広報する。

(3) サービスの質を向上させる取り組み

ア. 毎月業務会議を開催し、状況を報告・検討する。また適宜ケアカンファレンスを行い、他職種協働による個別通所介護計画を策定する。

イ. 内外の研修に積極的に参加することで介護技術等、サービスの質の向上を図る。また、南丹市地域ケア会議、なんたん通所サービス部会などに参加し地域のニーズや運営に係る情報を得て、事業所としてのスキルアップを図る。

ウ. 介護報酬の改定に準じて安定した運営を行うため、必要な職種と人材の確保に努める。

エ. 「満足度調査」を実施しご利用様とご家族様からのニーズの把握とサービスの向上に活かす。

オ. 第三者評価で受けたアドバイスをサービスの向上に活かす。

(中長期計画)

地域住民が参加するデイサービス

第2デイの特色である喫茶室を「地域の喫茶店」として開店し、住民が運営できるように関係機関と整備・調整を進める。

ヘルパーステーション長生園

(基本方針)

長生園は法人の基本理念である「和み、尊厳、安心」や、ホームヘルパーの倫理綱領に基づき、安心して心豊かに暮らしたいという利用者の願いに応えられるようヘルパーステーション開設以来事業を推進してきた。今後ともご利用様の自立支援を行うことを基本理念として、ご利用様の心身の状態や能力に応じた日常生活が送れるよう、サービスを提供する。

(事業計画)

(1) 援助の改善・向上

- ア. ご利用者満足度調査を実施、調査の結果を集計し、利点・改善点を見出し事業所内の会議において話し合い、サービスの提供に繋げていく。
- イ. 居宅介護支援事業所・ケアハウス・ヘルパーステーションの連携を図るため、連絡ノートを使用し、日常的に情報の提供を行い、自立支援にむけたサービスの提供に努める。

(2) 援助体制の充実

- ア. サービス提供責任者の業務を支援できる運営体制も整う中で、ご利用者様の変動にも柔軟な対応ができるよう、より一層職員の連携を強化していく。
- イ. 訪問介護員により、サービスの内容が変わらないよう常に手順書を確認し、訪問終了後問題点あれば記録し検討会を持つ。

(中長期計画)

- (1) 訪問介護計画書をもとに、ご利用者様が自立した生活が送れるよう、最善の援助を提供するとともに、サービス計画について定期的な見直しを実施する。
- (2) 自己評価シートにより、訪問介護員としてのマナーを身に着け、質の向上にむけて取り組む。
- (3) 常にご利用者様のニーズに対応できるよう、責任と信頼のおける人材の育成を図る。

(単年度計画)

- (1) ご利用者様が希望される生活の実現にむけて、計画・目標をたて、自立支援にむけたサービスの提供に努める。
- (2) 月1回、事業所内の会議を行い、計画に沿った内容で援助が実施されているか確認し、見直しや改善についても話し合う

(職員の資質向上)

自立度の低下するご利用者様に対し、支援の為に必要な知識や技術を習得し、外部また内部研修に積極的に参加し、資質向上に努める。

社会福祉法人長生園診療所

(基本方針)

社会福祉法人長生園診療所は医療処遇の必要不可欠な拠点として、施設入所高齢者を中心としたご利用者様の心身の安定のため、医療面からの支援を行ってきた。令和2年度においても当法人の基本方針を踏まえ、保健指導や疾病予防等重症老人や虚弱老人の方々の生活を支え、利用者に効率的かつ質の高い医療が提供されるよう努めていくため、次のように事業を実施する。

(事業計画)

- (1) ご利用者様により良い医療・看護・介護サービスが提供できるよう、ご家族様の意向を積極的に把握することに努める。
- (2) 施設内の感染症予防に積極的に取り組むと共に、発症者の重篤化を防ぐため、個別にきめ細やかな治療・看護・介護に努める。
- (3) 介護現場職員との連携を一層密にし、食事、排泄、睡眠等ご利用者様個々の状況を把握し、健康管理の質を高めるとともに、個別の支援方策に反映させるため、健康状態の共有化を図る。また、日常の生活や健康上の悩み等の話を聞き、意欲を高め心身の安定が図れるよう相談活動に努める。

- (4) 診療所長の指導の下に慢性疾患の悪化予防と適宜保健指導に当たるとともに、ご利用者様疾病の早期発見・治療に努める。また、高齢者に多い脱水・尿路感染症・肺炎・排便障害等の予防に努める。通入院については、協力病院と十分な連携を保ち個別援助を行う。
- (5) 内科・整形外科・精神科・皮膚科・緩和医療の医師を配置した現体制の確保を図るとともに、ご利用者様の診察治療や入退院、リハビリテーション等の継続的で適切な医療が提供されるよう協力病院（京都中部総合医療センター・西田医院・もみじヶ丘病院・清仁会シミズ病院・長岡ヘルスケアセンター・嶋村歯科診療所及び大町歯科医院）昨年末より新たに京丹波町病院にも御協力いただき連携体制をより一層強化する。
- (6) 協力医療病院である京都中部総合医療センターより褥瘡指導認定看護師の派遣をいただき、診療所長を中心に、看護師・介護士が知識を身に着け褥瘡の予防・悪化の防止に努める。
- (7) 協力病院である嶋村歯科診療所との連携を密にし、移動が困難なご利用者の歯科治療をさらに積極的に進め、また、京都中部総合医療センターの指導による口腔ケアの充実を目指す。
- (8) ご利用者様の重篤化に対応し、看護の過大負荷を防ぐため、引き続き看護師の人員の安定確保に努める。
- (9) 終末期のご利用者様に対し適切な緩和医療・緩和ケアを行い、年2回の園内での看取り研修を行い知識を深め、より良い看取りができよう体制を整える。ご家族様と御本人の意向をふまえ、スタッフが一丸となり、その人らしい終末が迎えられるように援助を行う。
- (10) 使用年数の経過した医療機器等の更新をはじめ、必要な新たな機器の充実など設備機器の充実が計画的に行えるよう対応する。

長生園居宅介護支援事業所

（基本方針）

長生園居宅介護支援事業所は、法人の基本理念及び介護保険法の趣旨に従い、公平中立の立場からご利用者様とご家族様が安心して、住み慣れた自宅で日常生活を営むことができるよう配慮して支援する。

（事業計画）

- (1) 認定調査の協力
各自治体の認定調査の業務委託契約を継続し、依頼に応じて認定調査を実施していく。
- (2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントへの協力
各地域包括支援センターからの業務委託を受け、事業対象者・要支援認定者の介護予防プランの作成を行う。
- (3) 医療機関との連携
 - ア. ご利用者様が入院された場合は速やかに医療機関に情報提供を行い、入院時より連携を図っていく。
 - イ. 退院後スムーズに在宅生活に移行できるよう、退院前カンファレンスに積極的に参加し、情報収集を行う。
 - ウ. 法令に従い、ご利用者様が医療系サービスを希望する場合は、ご利用者様の同意を得て主治医に意見を求め、計画を作成した場合には主治医に対してケアプランを交付する。
- (4) ご利用者様のニーズに応じたケアマネジメントの実施
計画作成にあたっては、課題分析を踏まえ、ご利用者様のニーズに応じたサービスを提案し、ケアプランを作成する。

(中長期計画)

地域拠点となる居宅介護支援事業所の開設

南丹市の高齢化地区である埴生地区に居宅介護支援事業所を設置し、広く南丹市の地域に密着した在宅介護支援を目指す。

栄養調理課

(基本方針)

食事を楽しみにしていただけるよう行事食も含め日常の食事に季節を感じていただけるような食材を使用し献立作りに取り組み多職種と連携を図る。また、食事から穏やかに過していただけるような環境整備に努める。

(事業計画)

- (1) 施設管理栄養士を中心に月初めに給食検討委員会を行い、各部署や各フロアより給食委員を選任し調理職員（調理担当と配膳担当がそれぞれ出席）とより連携強化を図る。また、栄養調理課からの取り組みや課題点をそれぞれの部署で意見を求め献立の充実を図る。
- (2) ケアハウスのご利用者様と3ヶ月に1回調理職員との意見交換会を開き食事に対する思いをより多く聞ける場を設け献立作りを活かしていく。また、給食アンケートを取り食事の満足度についても把握していく。
- (3) 栄養ケアマネジメントについて日々研鑽しながら改善した点や新たな課題をサービス担当者会議で評価し、日々の状態や変化について多職種と検討し栄養面からサポートを図る。給食管理システムが更新となるためご利用者様の状況（食事形態や身体状況）をより一層把握し活用を図る。一人一人の食事に対する思いや要望、体調面に配慮し対応を図る。入院された方に対して退院時によりよい環境で受け入れが出来るよう、協力医療機関（京都中部総合医療センター）の栄養士と連携を図る。
- (4) 調理職員の知識、技術の向上を図るために、調理職員も厨房内や施設内での研修や地域での研修に参加し自己研鑽を図る。また、厨房内部会議等を定期的に行き、給食委員会や意見交換会で得られた事柄をどうしたら業務や献立に反映できるか検討を図る。
- (5) 安全に給食業務が遂行できるよう給食棟の環境整備を行う。災害時等に必要な備蓄の管理や対応マニュアルについて整備を図る。